

# 鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱（改正後全文）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）クラウドファンディング

インターネットを通じて、事業計画を公開し、不特定多数の者から寄附を受けることをいう。

### （2）ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

## （交付目的）

第3条 本補助金は、令和新時代創造県民運動として、地域の自然、歴史、文化等に応じた地域づくりなどに取り組む地域住民、活動団体などが、地域活性化を図るために行う主体的な取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して支援することにより県民活動を周知し、県民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することを目的として交付する。

## （補助対象事業）

第4条 本補助金の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

（1）同表の第2欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が50万円未満の事業

（2）政治、宗教、特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業

（3）その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

## （応募資格等）

第5条 本補助金への応募は、以下の各号に掲げる事項をいずれも満たす個人又は団体とする。

（1）地域づくりに意欲があり、第3条の目的に沿った具体的な事業計画を有する

（2）県内に事務所又は活動拠点を有する（法人格の有無は問わない）

（3）別に定める募集要項に基づき必要な書類を提出することができる

2 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体は、前項に関わらず応募できない。

（1）県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である

（2）国、他の地方公共団体又は団体等から第7条第3項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である

（3）政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている

（4）暴力団又は暴力団員等の統制下にある

## （事前審査）

第6条 県は、応募のあった事業計画を本要綱及び別に定める要件に適合しているか審査する。

2 応募者は、県が契約するクラウドファンディング事業者が指定する様式（以下「本様式」という。）に事業内容を記載して県に提出し、クラウドファンディング事業者は本様式により書類審査を行う。

3 県は、第1項及び前項の審査結果について、審査を通過した場合は様式第1号の1により通知し、審査を通過しなかった場合は様式第1号の2により通知する。

#### (寄附金の受付等)

- 第7条 県は、前条第1項及び第2項に規定する全ての事前審査に通過した旨の通知を受けた応募者（以下「審査通過者」という。）が実施する事業の目的及び内容をクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載し、寄附金を募るものとする。
- 2 審査通過者は、前項の寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料をクラウドファンディング事業者に提供することとする。ただし、インターネットサイトに掲載された事業計画等に起因する紛争等の一切の責任は、審査通過者が負うものとする。
- 3 寄附金は、50万円以上200万円以下を目標額とする。ただし、寄附金の額が目標額を超えた場合は、受け付けた寄附金の全額を支払う。

#### (交付予定額の通知)

- 第8条 県は、前条に規定する寄附金の受付が完了したときは、速やかに補助金予定額を算定し、審査通過者に対して通知するものとする。なお、寄附金の額が目標額に達しなかった場合は、補助金を交付しないものとする。
- 2 前項による交付予定額の通知は、様式第2号の1によるものとし、通知に際し必要な条件を附すことができる。
- 3 第1項により補助金を交付しないことが決定したときは、様式第2号の2により、審査通過者に通知する。

#### (補助金の交付)

- 第9条 県は、寄附金の受付が目標額に達した審査通過者（以下「補助対象事業者」という）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費のうち、算定基準額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 5 補助対象事業者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は、1回限りとする。

#### (交付申請の時期等)

- 第10条 補助対象事業者は、補助金の交付申請を、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、地域づくり推進部長が別に定めるとおりとする。
- 4 補助対象事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

#### (調査)

- 第11条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について補助対象事業者から聴取等の調査を行うことができる。

#### (交付決定の時期等)

- 第12条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、14日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。
- 3 知事は、第10条第4項の規定による申請を受けたときは、第9条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

#### (承認を要しない変更)

- 第13条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
  - (2) 補助事業の内容の変更につながる、支出区分間の経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
  - (3) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

- 第14条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号及び様式第7号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第8号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

第15条 補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(財産の処分制限)

- 第16条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第12条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この制定は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第4条、9条関係）

| 1<br>補助対象事業   | 2<br>補助対象経費   | 3<br>補助率 |
|---|---|----------|
| これまでの活動を更に発展させ、第3条の内容を目的とする、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業 | <p>(1) 補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、アルバイト賃金、共済費）、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>(2) 工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(3) 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、団体の構成員を講師等として支払う報償費、旅費と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1／3を上限として対象とする。</p> <p>(4) 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1／3を上限として対象とする。</p> <p>(5) 備品購入費については、補助対象経費の1／2を上限として対象とする。</p> <p>(6) 工事請負費については、既存施設の改修等に限り対象とする。ただし、市町村が所有する施設は対象外とする。</p> | 10/10    |